

# 岩手社保協ニュース

2024年8月8日(木) No8 (通刊153号)

〒020-0015

盛岡市本町通 2-1-36 浅沼ビル 6F

TEL・FAX 019-654-1669

E-mail [i-shahokyo@aurora.ocn.ne.jp](mailto:i-shahokyo@aurora.ocn.ne.jp)

## 7/13 「健康保険証を残しましょう」 市民の願いを求める集い



### 皆保険制度を守る運動を起こそう

岸田政権による現行の健康保険証の廃止(12月2日)が迫る中、県保険医協会と県社保障協は7月13日、「健康保険証を残しましょうー市民の願いを求める集い」を共催し、64人が参加しました。

現行の健康保険証が廃止されると、原則5年ごとに更新手続きをするマイナ保険証か、「資格確認書」での受診を余儀なくされます。あいさつした県保険医協会の小山田榮二会長は、すでに医療現場ではマイナ保険証で患者の本人確認ができないトラブルが続出していると指摘。日本の皆保険制度を守るために運動を起こそうと呼びかけました。

### マイナ保険証 事実上の取得強制は

#### マイナンバーカードの任意取得に反する

細川亮弁護士(日本弁護士会情報問題対策委員・岩手弁護士会副会長)が、現行保険証の存続を求める日弁連の意見書(昨年11月)について講演しました。

日弁連意見書は①マイナ保険証への原則一本化を撤回し、現行の健康保険証の発行を存続すること。

②マイナンバーカードの利活用については、カードを取得しない自由を保障するとともに、カードの取得を希望する者に対してプライバシーを最大限保障し、さらに、地方自治体等の意向を踏まえて現場に過度の負担をかけないようにすることを政府に要請しています。

細川弁護士は、意見書の趣旨を丁寧に解説し、受診のためにマイナ保険証の取得が事実上強制になるのは、マイナンバーカードの任意取得の原則に反すると批判しました。政府は医療現場のトラブルを解消するどころか、システム化に対応できない医師の廃業等がすすみ、地域医療にも影響しかねないなど、多くの問題点を指摘しました。

医療・介護の関係者4人から報告があり、特別養護老人ホームの事務長は「入所者のマイナ保険証を介護施設で保管する準備ができていない。施行まで半年を切ったのに行政からの情報提供は皆無だ」と現場の実態を告発しました。

最後に、身近な場所での学習会、署名・宣伝、自治体請願や要請などの行動提起を行いました。

めんこいテレビが夕方の時間帯に放映しました。

# 県保険医協会 「保険証廃止は拙速」

## 健康保険証廃止に伴う「資格確認書」送付等に関するアンケート

12月2日から健康保険証が廃止（新規発行・更新をしない。1年間の経過措置あり※）になることを受けて、地方自治体などの保険者は、マイナンバーカードやマイナ保険証を持っていない人などに、現行の保険証の代わりとなる「資格確認書」の発行などの対応が求められています。当分の間（5年以内で保険者が決める）は、申請なしのプッシュ型で交付するといいます。※現在手元にある保険証は、交付・更新日から1年間使用できます。

### 岩手県保険医協会調査

岩手県保険医協会は、「資格確認書」の送付などに関するアンケートを33市町村に実施しました。その結果、現状では「資格確認書」を発行する体制が整っておらず、自治体の負担増と混乱が予想される結果となっています。

同協会は「国が行き当たりばったりで方針を決め、スケジュールありきで進めている。自治体は業務がさらに増えて、住民サービスが行き届かない。保険証の廃止は拙速すぎる」と指摘しています。

アンケート結果は次の通りです。

### マイナ保険証の利用登録率は平均で約6割

（表1）厚労省が指示している紐づけ不一致者の点検はほぼ終了しているものの、5月時点でも「一部点検が残っている」「点検を終えたものの不一致があった」が1自治体ずつありました。

（表2）国保加入者の「マイナ保険証」の利用登録率は27自治体で把握しており、登録率の平均は60.2%（最大72.0%、最小50.0%）でした。「把握できていない」5自治体、「一部把握はできているが登録率は不明」が1自治体でした。

### 電子証明書の失効時期を把握していない市町村も

（表3）マイナ保険証の利用登録者の有効期間や電子証明書の失効時期（有効期間は発行日から5回目の誕生日まで）について、「把握している」8自治体、「他部署で把握している」13自治体です。一方、「把握できてない」9自治体、「わからない」3自治体と、約4割が把握できていない状況でした。

ただし、更新期日の約3か月前には手続きの案内文（有効期限通知書）が送られて来ることになっています。これは全国の自治体の電子証明書の登録状況を把握している「地方公共団体情報システム機構」が発送業務を担いますが、通知書は自治体を送っているような体裁をとっています。

更新手続きは、対面での厳格な本人確認が必要なことから市町村窓口など指定された窓口で行う必要があります。仮に、更新手続きを忘れたまま受診すると、窓口で資格確認ができず「無保険扱い」となって、一旦10割負担を求められる可能性もあり、市役所や医療機関での大混乱が予想されます。

### 「資格確認書」の送付—自治体間で対応に差

（表4）「マイナ保険証」の利用登録がない人には「資格確認書」が送付されることになっています。約半数の16自治体が「利用登録者を把握しているので、利用登録者以外の全ての方に送付する」と回答。次いで「その他の対応」が10自治体あり、国・県の方針システム改修状況の様子をみている自治体もありました。4自治体は「全ての国保加入者に送付する」と回答。一方で3自治体は「原則、申請があった方のみ送付する」と回答しています。この場合、申請をしなければ「資格確認書」が貰えず、受診の際に無保険扱いとなって医療を受けられなくなる恐れがあります。ここでも大混乱が予想されます。

### 「資格確認書」発行に対応したシステムの構築

（表5）「システム構築を検討中」22自治体。「国の財政支援が分からないと検討できない」「まだ検討していない」など、システム構築だけでなく、この段階になっても国からの財政支援の内容も示されていないことが明らかになりました。自由意見欄には、「制度改正やシステム改修の対応が事務負担増となっている」「事務が複雑化しクレームが多くなるのではないかなど、現場の苦悩が読み取れます。

国が示す保険証廃止のスケジュールは無謀であり、現行の保険証を残すことが、唯一の解決策です。

（詳細は県保険医協会のホームページでも見られます）



調査期間	24.5.20~5.31
対 象	県内 33 市町村
調査方法	FAXによるアンケート用紙送付及び返信
回答数	33 自治体（回答率100%）

表 1) 国保険加入者の紐づけ不一致者の点検状況

点検を終えた(不一致あり)	1 (3.0%)
点検を終えた(不一致なし)	31 (94.0%)
一部点検が残っている	1 (3.0%)
点検できていない	0 (0.0%)
計	33 (100%)

表2) 国保加入者の「マイナ保険証」利用登録率

50~60%	9 (27.3%)
60~69%	17 (51.5%)
70~79%	1 (3.0%)
一部は把握できているが登録率は不明	1 (3.0%)
把握できていない	5 (15.2%)
計	33 (100%)

表3) 国保加入者の「マイナ保険証」利用登録者の有効期間や電子証明書の失効時期の把握

把握している	8 (24.2%)
把握できていない	9 (27.3%)
他部署で把握している	13 (39.4%)
わからない	3 (9.1%)
計	33 (100%)

## 岩手県保険医協会作成

### リーフレットがわかりやすい

岩手県保険医協会が作成した、イラスト入りのリーフレットが「わかりやすい」と評判です。

「保険証を残そう！」と題したリーフレットは、医療現場、介護現場、学校現場、申請手続の問題点を4コマ漫画で伝えています。

現在、子育て世代の方へのアンケートも行っています。リーフレットのQRコードでご協力をお願いします。

問い合わせは、岩手県保険医協会まで  
(TEL 019-651-7341)

リーフレット内容の一部です 

## 4) 「資格確認書」の送付に関する対応について

全ての国民健康保険加入者に送付	4 (12.1%)
利用者登録を把握しているので、利用者登録者以外のすべての方に送付する	16 (48.5%)
原則、申請があった方のみ送付する	3 (9.1%)
その他の方法で対応する	10 (30.3%)
計	33 (100%)

表 5) 「資格確認書」発行に対応したシステム構築(複数回答)

システム構築の検討をしている	22 (66.7%)
他システムとの連携の問題で改修が難しい	0 (0.0%)
国の財政支援が分からないと検討できない	3 (9.1%)
まだ検討していない	3 (9.1%)
内容が複雑すぎて見通しが立たない	1 (3.0%)
わからない	4 (12.1%)
無回答	1 (3.0%)
計	34

表 6) 貴自治体の国民健康保険証の更新日。

8月1日	32 (97.0%)
10月1日	1 (3.0%)
計	33 (100%)

**現場はこんなに大混乱**

**介護現場**






**医療現場**






マイナンバーカードの申請は任意です。ご本人の申請が難しい場合、そのご家族が行うことが前提となります(介護を受けている方や乳幼児、子どもなど)。

カードリーダーで顔認証できない場合は、今の健康保険証を受付に出してもらえれば資格確認できるのでご安心ください。

# 厚生労働省 子ども医療費無償化を問題視

## 国民の願いや自治体の努力を踏みにじる「通知」の撤回を求めましょう

18歳未満への医療費助成を独自に行う自治体へのペナルティー（国庫負担減額調整）が、長年の住民運動などに押されて4月から廃止されました。

ところが厚生労働省は、子ども医療費無償化を問題視し、自治体に窓口負担復活を促す新たな通知（6月26日）を出しています。

### 事実上の「ペナルティー」復活

通知は「子ども医療費の適正化等の取組」と称して、「外来医療費を無償化せず自己負担を設けている場合」や「無償化から窓口での支払いが必要な制度に変更した場合」など、2024年度の実施状況を踏まえ来年度から交付金に加点するとしています。さらに24年度に一部でも窓口負担を復活させた場合にも加点することとしました。

交付金の増減で、自治体に制度の後退を押し付けるやり方は許せません。事実上の「ペナルティー」の復活であり、子どもの疾病の早期発見と早期治療を妨げるものになりかねません。

### 社会保障費・医療費の抑制を優先する岸田政権に「通知」の撤回を求めましょう

政府が昨年12月に閣議決定した「子ども未来戦略」の加速化プランでは、「子育て世帯の医療費負担軽減を掲げ、地方自治体の取り組みを支援するため無償化に伴うペナルティーを廃止」したと大きく矛盾するものです。

今回の措置は、子どもの健やかな成長より社会保障費や医療費の抑制を優先する岸田政権の姿勢を示しています。国民の願いや自治体の努力を踏みにじる、6月26日の通知の撤回を求めましょう。

**国の制度として子ども医療費無料に  
請願署名にご協力を！**

子ども医療費無料制度を国に求める全国ネットワーク（略称：子ども医療全国ネット）は、「国の制度として、18歳までの医療費窓口負担を無料に」することを求める請願署名を行っています。

### 子ども医療の適正化等の取組（R6年度の実施状況を評価）

評価指標	配点
① 地方単独事業として実施しているこどもの医療費助成制度について、年齢にかかわらず、外来での医療機関を受診する際、窓口での支払いが必要な制度としている場合（外来医療費を無償化せず自己負担を設けている場合など）	50点
② 地方単独事業として実施しているこどもの医療費助成制度について、外来で医療機関を受診する際、窓口での支払いが不要な制度から窓口での支払いが必要な制度に、令和6年度に変更した場合（医療費助成の対象となる年齢層のうち一部の年齢層の制度変更を含む）	20点
③ 地方単独事業として実施しているこどもの医療費助成制度と合わせ、医療費助成担当部局と連携し、こどもの保護者に対して適切な受診を促す周知・啓発を実施している場合	5点
④ ③の取組を実施していない場合	-5点
⑤ こどもの急な病気やケガへの対応等（夜間・休日の小児救急医療の輪番制等の体制構築に係る案内・情報提供など）を実施している場合	5点

6月26日付都道府県主管部あて通知「R7年度保険者努力支援制度（取組評価分）の市町村分について」より

